「山形県視覚障がい者情報センター」の指定管理者の指定について

さきに公募を行った「山形県視覚障がい者情報センター」の指定管理者について、下記のと おり指定しましたのでお知らせします。

1 施設名 山形県視覚障がい者情報センター

2 募集期間 令和7年6月10日から令和7年7月15日まで

3 申請団体数 1団体

4 指定管理者として指定した団体

団体名: 社会福祉法人山形県身体障害者福祉協会

住 所: 山形市大字大森 385 番地

5 審査の方法

選定基準に基づき、山形県健康福祉部指定管理者審査委員会(弁護士、公認会計士、大学教授等の外部有識者を含む計5名で構成)において、次のとおり総合的に審査及び評価を行った。

(1) 審査の手順

- 申請団体の資格要件への適合の確認
- 事務局からの申請概要等の説明
- 各申請団体による事業計画内容についてのプレゼンテーション
- 申請団体に対する質疑、応答
- ・ 各審査委員による評点及び各評点結果の集計
- 評点結果を参考に総合的な審議・評価

(2) 評価の方法

募集要項に示した選定基準に基づき、施設の平等利用は確保されるか、事業計画書の内容が施設の目的を効果的かつ効率的に達成することができるか、事業計画書に沿って施設の管理を適正かつ確実に行う能力を有しているかなど、幅広い見地から総合的に審議・評価した。

6 選定基準

選定基準	審査項目	審査のポイント	配点
1 基本事項	(1) 施設の設置	○県が示す管理運営方針と申請者が提案し	満たして
1 坐个事点	目的と管理運	た方針は合致するか。	いなけれ
	営の基本方針	○申請者の経営モラルが適切か。	ば失格
	当り金本カッ		は人情
	(2) 収支計画の	○申請者が提示した指定管理料は、県が示	
	適確性及び実	した上限額以内となっているか。	
	現の可能性	○収支計画が適正で、事業計画との整合性	
		が図られているか。	
		○収支計画は実現可能なものか。	
		□○業務遂行のための適切な積算となってい	
		るか。	
		○現指定管理者が申請者の場合は、現事業	
		計画の履行状況から、次期事業計画は実	
		現可能か。	
	(3) 施設の維持	○当該施設を適切かつ安定的に管理運営す	
	管理の適確性	る能力があるか。	
		○県が求める維持管理の基準に合致してい	
		るか。	
	(4) 労働関係法	○労働関係法令を遵守しているか。	
	令の遵守	○最低賃金を遵守しているか。	
2 施設の平	(1) 平等利用を	○生活弱者等の利用のしやすさへも配慮し	5
等利用の	図るための具	ており、事業内容に偏りがないか。	点
確保	体的手法と期	○正当な理由なく利用を拒まず、不当な差	
0 + 44 - 1 -	待される効果	別的取扱いはないか。	1.0
3 事業計画		□○利用者へのサービス水準を維持しつつ、	10
書の内容	おける経済性	提案額は県が示す上限額と比べ節減が図	点
が施設の	(a) +/====================================	られているか。	0.0
設置目的を効果的	(2) 施設のサー		36 =
を効果的かつ効率	ビス向上を図	字図書、録音図書の充実が図られている	点
的に達成	るための具体 的手法	か。 ○障がい者団体・ボランティア団体の連	
可に達成すること	印分子伝	○障がい有団体・ホノンティテ団体の連 携・協働が図られているか。	
ができる		一続・励働が図られているか。 ○ボランティアの技能向上等への支援を適	
こと こと		切に行うことができるか。	
		○年間蔵書整備計画数が適切か。	
		○中间蔵音至備計画数が過90%。 ○相談体制が適切か。	
		○相談体制が週切が。 ○相談支援・指導訓練技術が確保され、実	
		○作成文版・指导訓練技術が確保され、美 施体制が適切か。	
		○	
		ては、県立施設としての役割の趣旨を十	
		分に踏まえて具体化した事業を積極的に	
		行い、利用者サービスの向上が図られて	
		いるか。	
		. 370	
		<u> </u>	

選定基準	審査項目	審査のポイント	配点
3 事業計画	(2) 施設のサー	○準備業務(業務引継ぎ)に関する内容及	
書の内容	ビス向上を図	びスケジュール等が適切か。	
が施設の	るための具体		
設置目的	的手法		
を効果的	(3) 施設の維持	○県が求めている管理の基準に合致してい	7
か的すがこのにるでと	管理の内容の妥当性	るか。 ○施設・設備等の維持管理について、関係法令に則り適切に計画されているか。また、維持管理の効率化について適切な取り組み内容となっているか。 ○施設の安全管理、利用者の安全管理への取組み(防犯・防災・事故防止・感染症防止等の対策)は十分か。	点
	(4) 利用者の増加を図るための具体的手法	○利用登録者の拡大を図るための取組が適切か。	6 点
4 事業計画	の具体的手法 (1) 安定的な運	○職員体制(人数・配置体制)は十分か。	9
	営が可能とな	○職員体前 (八級・配直体前) は「カル。 ○職員配置において実務経験者を適切に配	点
書て管正実能すに施理かに力る沿設をつ行をの適確う有	る人的能力及び運営体制	 職員配置におりて美務経練者を適切に配置するなど、自立支援に係る処遇レベルを確保できる体制となっているか。 ○職員の採用等、確保方策が適切であり、新たに採用する場合は、県内在住者及び県内出身者を積極的に雇用しているか。 ○指定管理者に求められる業務を適確に実践できる施設長を配置しているか。 ○組織体制、勤務体制及び管理・責任体制が適切か。 ○外部委託の実施計画は妥当か。 ○職員に対する研修内容が、情報センターにおいる要とする点訳等の専門分野のものであり、かつ、研修参加できる体制が整って必要とする点訳等のできる体制が整っているか。 ○過去に本県の公の施設の指定管理者といか。あった場合は適正な措置がとられているか。 	<i>™</i>
	(2) 安定的な運 営が可能とな る経営的基盤	○指定管理者指定申請にあたり、法人等内の意思決定が適切に行われているか。○財務状況等、申請者の経営基盤が安定しているか。○金融機関等の支援・協力体制が十分であるか。	9 点

選定基準	審査項目	審査のポイント	配点
5 その他	(1) 利用者要望	○利用者等からの苦情等の把握及びそれら	5
	への対応	を解決するための措置は適切か。	点
	(2) 緊急時の対	○訓練等非常災害対策に関する計画が適切	5
	応	か。	点
		○事故が発生した場合の対応方法、損害賠	
		償保険への加入及び再発防止対策等が適	
		切か。	
	(3) 情報公開、	○情報公開、個人情報保護及び公益通報者	5
	個人情報保護	の保護に関する取組みについて、関係法	点
	及び公益通報	令を遵守し、適切に計画されているか。	
	者保護の取組		
	(4) 県の施策へ	○県が認める各種施策(別表)に対し、協	3
	の協力	力しているか。	点
合	計		100 点

※ 基本事項について、満たしていなければ「失格」となる。

(別表) 県の施策への協力で評価する各種施策

- ①エコアクション21取得
- ②障がい者雇用
- ③子育て支援
- ④やまがたスマイル企業認定制度
- ⑤建設雇用改善優良事業所表彰
- ⑥地域貢献活動 (災害活動、マイロード等)
- ⑦新規学卒者の雇用・インターンシップ受入れ
- ⑧女性の活躍推進
- ⑨協力雇用主としての活動
- ⑩新分野進出等経営革新への取組み(再生可能エネルギー分野への進出を含む)
- ⑪当該施設におけるキャッシュレス決済への対応
- 迎その他必要と認める施策

7 選定理由

山形県健康福祉部指定管理者審査委員会における審査結果は次表のとおりであり、この審査結果を踏まえ、「社会福祉法人山形県身体障害者福祉協会」を指定管理者の候補者として選定した。

区分(選定基準)	点数(社会福祉法人山形県身体障害者福祉協会)
1	基本事項の選定基準を全て満たしている。
2	3. 60
3	45.80
4	15.12
5	1 4. 2 4
合 計	78.8

提案額が県の提示した上限額とほぼ同額になったことについては評価が低かったが、安定的な運営が可能となる人的能力、運営体制及び経営的基盤が高く評価された。また、点訳・音訳等に関するボランティアの養成・確保対策や、利用者のニーズに対応した新しい機器や技術の情報提供、増加する中途視覚障がい者に対する医療機関と連携した支援の取組みなどが評価された。

- (注1) 点数は、各審査員の平均値である。
- (注2) 点数は、小数第2位を四捨五入したものである。そのため、合計欄の数値が、選定基準1~5までの集計値と一致しない場合がある。
- 8 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで